

平成 29 年 8 月 24 日

加盟団体会長 殿

(一財) 新潟県剣道連盟

会長 本間 厚太郎

【公印省略】

剣道六段審査会開催に伴う申し込みについて（東京）

残暑の候、貴連盟ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につき、下記要項により審査会が開催されますので、連盟毎に申し込み者をお取りまとめの上、お申し込み下さい。

記

1. 期 日

(1) 六段審査会 平成 29 年 11 月 25 日（土）

(2) 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 49 歳以下（49 歳含む）

受付時間 午前 9 時～午前 9 時 30 分

審査開始 午前 9 時 50 分（予定）

イ. 50 歳以上（50 歳含む）

受付時間 午前 11 時 30 分～12 時（正午）

審査開始 49 歳以下実技審査終了後

※受け付け終了後、審査の進行上一切受けませんので必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）

（東京都八王子市狭間町 1453-1） 電話 042-662-4880

※開場は 9 時です。それ以前の入館は出来ませんのでご注意ください。

3. 審査科目

(1) 実技

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

4. 受審資格

平成 24 年 11 月 30 日以前に五段を取得した者。

5. 年齢基準

審査日の当日（平成 29 年 11 月 25 日）とする。

6. 申込み

受審を希望する者は、推薦書（各連盟印を押して）を添え、登録連盟を通じて申し込むこと。推薦書はHPからもダウンロードできます。

各連盟会長は、申込者を一括して本連盟に送付すること。

7. 審査料

受審希望者は、審査料（六段）16,500 円を同封の振込用紙にて振込むこと。

※振込用紙の通信欄に「六段 審査料」とご記入ください。

※受審者ご本人でお振込ください。

8. 申込締切

9 月 29 日（金）までに県剣道連盟事務局必着のこと。

9. 申込先

〒950-0916 新潟市中央区米山 5-1-25 小林ビル 4 階

（一財）新潟県剣道連盟

※注意 1 六段受審者は必ず本連盟主催する講習会に参加した者。

※注意 2 公認審判員受有者

※注意 3 段位の取得年月日は正確に記入すること。虚偽の場合は取り消します。

※注意 4 本審査会には、11 月 19 日（日）愛知県で実施される剣道六段審査会に受審する方は、受審できません。

申込書には審査会場（東京）と明記してください。

※注意 5 日本剣道形不合格となった場合は再受審（1 年以内）が認められます。

※注意 6 審査会場に車での来場は一切禁止とします。

※ 各支部におかれましては指導的の立場者及び貢献度等を十分に考慮し検討され、推薦されますようお願いいたします。

以上

平成 29 年 8 月 24 日

加盟団体会長 殿

(一財)新潟県剣道連盟
会長 本間 厚太郎
【公印省略】

剣道七段審査会開催に伴う申し込みについて（東京）

残暑の候、貴連盟ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につき、下記要項により審査会が開催されますので、連盟毎に申し込み者をお取りまとめの上、お申し込み下さい。

なお、七段審査会は下記要項の通り、11月27日(月)、28日(火)の2日間で実施されることになりましたので、受審者は、必ず1日目(11月27日)、2日目(11月28日)のどちらかを選択して申し込んでください。

記

1. 期 日

- (1) 平成 29 年 11 月 27 日 (月)・28 日 (火)
- (2) 第一次実技審査受付開始・終了および審査開始時刻
2 日間とも、次による。

[午前の部]

受付時間 午前 9 時～午前 9 時 30 分

審査開始 午前 9 時 50 分 (予定)

[午後の部]

受付時間 午前 11 時 30 分～12 時 (正午)

審査開始 午前の部第一次実技審査終了後

※なお、審査は 2 日に分けて行うため、1 日目と 2 日目の午前の部・午後の部の受付年齢は、申込締切後、全剣連月刊「剣窓」12 月号および全剣連ホームページ (<http://www.kendo.or.jp/>) に掲載いたしますのでご確認ください。

※受け付け終了後、審査の進行上一切受け付けませんので必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

東京武道館 ※開場は午前 9 時です。それ以前の入館は出来ません。

(東京都足立区綾瀬 3-20-1) 電話 03-5697-2111

3. 審査科目

- (1) 実技
- (2) 日本剣道形 (実技審査合格者のみ)

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

4. 受審資格

平成 23 年 11 月 30 日以前に六段を取得した者。

5. 年齢基準

審査日の当日（1 日目は平成 29 年 11 月 27 日、2 日目は平成 29 年 11 月 28 日）とする。

6. 申込み

受審を希望する者は、推薦書（各連盟印を押して）を添え、登録連盟を通じて申し込むこと。推薦書はHPからもダウンロードできます。

各連盟会長は、申込者を一括して本連盟に送付すること。

7. 審査料

受審希望者は、審査料（七段）18,000 円を同封の振込用紙にて振込むこと。

※振込用紙の通信欄に「七段審査料」とご記入ください。

※受審者ご本人でお振込ください。

8. 申込締切

9 月 29 日（金）までに県剣道連盟事務局必着のこと。

9. 申込先

〒950-0916 新潟市中央区米山 5-1-25 小林ビル 4 階
（一財）新潟県剣道連盟

※注意 1 七段受審者は必ず本連盟主催する講習会に参加した者。

※注意 2 公認審判員受有者

※注意 3 段位の取得年月日は正確に記入すること。虚偽の場合は取り消します。

※注意 4 本審査会には、11 月 18 日（土）愛知県で実施される剣道七段審査会に受審する方は、受審できません。

申込書には審査会場（東京）と明記してください。

※注意 5 日本剣道形不合格となった場合は再受審（1 年以内）が認められます。

※注意 6 審査会場に車での来場は一切禁止とします。

※ 各支部におかれましては指導的の立場者及び貢献度等を十分に考慮し検討され、推薦されますようお願いいたします。

以上

平成 29 年 8 月 24 日

加盟団体会長 殿

(一財)新潟県剣道連盟
会長 本間 厚太郎
【公印省略】

剣道八段審査会開催に伴う申し込みについて (東京)

残暑の候、貴連盟ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につき、下記要項により審査会が開催されますので、連盟毎に申し込み者をお取りまとめの上、お申し込み下さい。

なお、八段審査会は下記要項の通り、11月29日(水)、30日(木)の2日間で実施されることになりましたので、受審者は、必ず1日目(11月29日)、2日目(11月30日)のどちらかを選択して申し込んでください。

記

1. 期 日

- (1) 平成 29 年 11 月 29 日 (水)・30 日 (木)
- (2) 第一次実技審査受付開始・終了および審査開始時刻
2日間とも、次による。

[午前の部]

受付時間 午前 9 時～午前 9 時 30 分

審査開始 午前 9 時 50 分 (予定)

[午後の部]

受付時間 午前 11 時 30 分～12 時 (正午)

審査開始 午前の部第一次実技審査終了後

※なお、審査は 2 日に分けて行うため、1 日目と 2 日目の午前の部・午後の部の受付年齢は、申込締切後、全剣連月刊「剣窓」12 月号および全剣連ホームページ (<http://www.kendo.or.jp/>) に掲載いたしますのでご確認ください。

※受け付け終了後、審査の進行上一切受け付けませんので必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

日本武道館

(東京都千代田区北の丸公園 2-3) 電話 03-3216-5111

3. 審査科目

2 日間とも、次による。

- (1) 第一次実技
- (2) 第二次実技 (第一次実技審査合格者による)

(3) 日本剣道形（第二次実技審査合格者による）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

4. 受審資格

平成 19 年 11 月 30 日以前に七段を取得し、年齢満 46 歳以上で修業年限 10 年以上の者。

※ 公認審判員受有者

※ 新剣連主催の六・七・八段受審者講習会に参加した者。

5. 年齢基準

審査日の当日（1 日目は平成 29 年 11 月 29 日、2 日目は平成 29 年 11 月 30 日）とする。

6. 申込み

受審を希望する者は、推薦書（各連盟印を押して）を添え、登録連盟を通じて申し込むこと。推薦書はHPからもダウンロードできます。

各連盟会長は、申込者を一括して本連盟に送付すること。

7. 審査料

受審希望者は、審査料（八段）19,500 円を同封の振込用紙にて振込むこと。

※振込用紙の通信欄に「八段 審査料」とご記入ください。

※受審者ご本人でお振込ください。

8. 申込締切

平成 29 年 9 月 29 日（金）までに県剣道連盟事務局必着のこと。

9. 申込先

〒950-0916 新潟市中央区米山 5-1-25 小林ビル 4 階

（一財）新潟県剣道連盟

※注意 1 日本剣道形不合格となった場合は再受審（1 年以内）が認められます。

※注意 2 審査会場に車での来場は一切禁止とします。

以上